

# 職業訓練法人桐生職業訓練協会定款

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本会は、職業能力開発促進法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な労働者の養成とその経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本会は、職業訓練法人 桐生職業訓練協会という。

### (事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を群馬県桐生市相生町五丁目5番地の10に置く。

### (業務)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 一 会員の雇用する労働者に対する認定職業訓練を行うこと。
- 二 求職者に対する認定職業訓練を行うこと。
- 三 次条の施設を他の事業主等の行う職業訓練のために使用させ、または委託を受けて他の事業主等に係わる労働者に対して職業訓練を行うこと。
- 四 職業訓練に関する情報及び資料の提供を行うこと。
- 五 職業訓練に関する調査及び研究を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、職業訓練に関し必要な業務を行うこと。

### (認定職業訓練のための施設)

第5条 本会の設置する認定職業訓練のための施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	職業訓練法人 桐生職業訓練協会
位 置	群馬県桐生市相生町五丁目5番地の10
施設名称	桐生高等技能専門学校
位 置	群馬県桐生市相生町五丁目5番地の10

## 第2章 会 員

### (会員)

第6条 本会の会員の資格を有する者は、群馬県及び近隣地域において商工業を営む者で、本会の目的に賛同する者とする。

### (入会)

第7条 前条の者が本会の会員となるには、入会の申込みをし、会長の承諾を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の入会の申込みがあったときは、この諾否について理事会の意見を聴かなければならない。

(退会)

第8条 会員は、3日前に書面により申し出て本会を退会することができる。

(除名)

第9条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決によりこれを除名することができる。

- 一 本会の目的の達成または業務の運営を妨げたとき。
- 二 会費の納入その他会員の義務を怠ったとき。
- 三 本会の信用を失わせる行為をしたとき。

### 第3章 会 費

(会費)

第10条 会員は、総会が別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

- 2 徴収した会費は、会員が脱退した場合においても返還しない。

### 第4章 役 員

(種別)

第11条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名		
副会長	2名		
理 事	26名以内	顧 問	若干名
監 事	2名	相談役	若干名

(職務)

第12条 会長は、本会を代表しその職務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、本会の業務を掌理する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任免)

第13条 役員は、総会において選任しまたは解任する。

(任期)

第14条 役員は、任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後または辞任後も新たに役員が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠の役員は、その前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

(会議の種類)

第15条 会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第16条 会長は、毎事業年度1回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、理事会の意見を聴いて臨時総会を招集することができる。

3 会員総数の3分の1以上にあたる会員が、会議の目的たる事項を記載した書面を会長に提出して請求したときは、会長は、遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、会日の5日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を各会員に発して行うものとする。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長が行うものとし、会長不在のときは、総会において出席会員の中から選任するものとする。

(総会の議決事項)

第18条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務計画または収支予算の決定または変更
- 三 会の解散
- 四 役員を選任及び解任
- 五 会費に対する事項
- 六 剰余金の処分
- 七 その他本会の運営に関する重要事項

(総会の議事)

第19条 総会は、会員総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

ただし、書面をもって表決権を他の会員に委任した会員は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数で決する。

ただし、前条第1号、第3号に係わる議事は、出席した会員の3分の2以上の多数で決する。

3 総会の議事については、議長が指名する者が議事録を作成し、議長及び議長が指名する理事がこれに署名するものとする。

(理事会)

第20条 理事会は、会長、副会長及び理事（以下「会長等」という）をもって組織する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 理事会の議長は、会長が行うものとする。

4 理事会は、会長等の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することが

できない。

- 5 理事会の議事は、出席した会長等の過半数で決する。  
ただし、書面をもって会長等に表決権を委任した者は、出席とみなす。
- 6 前条第3項の規定は、理事会の議事について準用する。

(理事会の議決事項)

第21条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- 一 総会に提出する議案
- 二 会務の運営に関する重要事項
- 三 この定款に基づき理事会が処理すべき事項
- 四 その他会長が必要と認める事項

## 第6章 資 産 及 び 会 計

(資産)

第22条 本会の資産は、会費、寄付金、補助金、その他の収入から成るものとし、理事会が別に定めるところにより会長が管理する。

(経費の支弁)

第23条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度及び事業年度)

第24条 本会の会計年度及び事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計書類等の作成)

第25条 会長は、毎会計年度、業務計画及び収支予算を作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 会長は、毎会計年度の業務報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(剰余金)

第26条 決算の結果、剰余金を生じたときは総会の議決を経て、その全部または一部を翌年度に繰越し、または積立金として積立てるものとする。

## 第7章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第27条 この定款は、総会の議決を経て、かつ群馬県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第28条 本会は、次の理由によって解散する。

- 一 目的とする事業の成功の不能
- 二 総会の議決

三 会員の欠乏

四 破産

五 設立の認可の取消し

2 前項第1号に掲げる理由による解散については、県知事の認可を受けなければならない。

3 第1項第2号または第3号に掲げる理由による解散については、清算人は県知事にその旨を届け出なければならない。

(清算人)

第29条 清算人は、会長とする。

ただし、総会で別人を定めた場合はこの限りではない。

(残余財産の帰属)

第30条 本会が解散した場合の残余財産は、会員が所属する桐生市内の各職別組合に帰属する。

## 第8章 雑 則

(公告)

第31条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、かつ必要があるときは上毛新聞によって行うものとする。

(実施規定)

第32条 この定款に定めるもののほか、桐生高等技能専門校の校則、その他本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議を経て別に定める。

(附則)

1 この定款は、昭和45年7月14日から施行する。(登記・認可)

2 この定款は、平成9年2月1日から施行する。(主たる事務所の変更)

3 この定款は、平成24年8月1日から施行する。(監事定数の変更、会員資格及び字句の訂正等)